

委員意見と対応について

第3回観光検討委員会（書面開催）への意見と答申案への反映状況

No.	内容	答申案への反映箇所
1	（使途の方向性／人材育成の強化） ・ 宿泊税導入の目的が「持続可能な観光地経営」なので、人材育成項目を入れるのは不可欠です。持続可能な観光地を実現する人材を輩出し続けることが必要です。それこそが野沢温泉を持続可能な観光地に導く、我々のスタイルだと確信しています。 ・ 将来もっと広い人材育成に使いたい場合に支障とならない書き方ないか。スポーツコミッションなどで観光事業者だけでなく、広い意味の育成に活用可能とするため。	「1 導入すべき観光税」の「(9)使途（方向性）」 ・ 地域の持続可能性に資する人材育成等を含む観光産業基盤の強化を追記（赤字箇所を追記） ・ 最終的にマスタープラン内にて施策として記載することを想定
2	（ガバナンスのイメージについて） ・ 現状のDMOは住民意見を十分反映できていないとの評判が多く、DMO中心のガバナンス管理には疑問が残ります。行政の関与をより高め、公共性を担保したガバナンス体制を期待します。	「2 留意事項」の「(3)使途ガバナンスについて」 ・ 「観光地マスタープランの進捗管理は行政・観光関連団体・観光事業者等を構成員とする」（仮称）観光地経営会議が行うこととし、公共性を担保したガバナンス体制を意識（赤字箇所を追記）
3	（宿泊客への周知・事業者向けの支援） ・ 県宿泊税でさえ告知不足が指摘されている現状があるため、独自課税導入時には、宿泊客への周知・事業者への徴収納付支援・説明会開催など積極的な対応を行う旨を答申書に「強調して」明記いただきたい。	「2 留意事項」の「(4)導入およびその後の展開について」 ・ 宿泊者及び事業者向けの周知対応について追記
4	（事業者向けの支援について） ・ 長野県に準じた免税点設定は理解します。一方、特に小規模宿泊施設では、宿泊者への配慮や徴収方法の不安等から、宿泊税を宿側が負担せざるを得ない事例が想定されます。これは実質的な値下げにあたり、既に宿泊単価上昇が難しい施設ほど財務悪化・事業承継困難が進む傾向にあるため、宿泊税導入が結果的に施設売却・廃業を誘発しないよう、事業者向けの経営力強化・価格転嫁に関する学習機会や支援施策を併せて実施されることを期待します。 ・ 宿泊税導入に伴い、宿泊者負担ではなく宿負担を選択せざるを得ない事業者が発生する可能性も、「独自課税のデメリット」として把握してはどうか。「求められる対応」として、事業者向けの経営力強化・価格転嫁に関する学習機会の実施はどうか。	「2 留意事項」の「(4)導入およびその後の展開について」 ・ 事業者向けの学習機会等の支援施策の実施について追記

【参考】その他の意見一覧

No.	項目	内容	対応
5	ガバナンス	(ガバナンスのイメージについて) 観光地経営会議の構成員選出は、ガバナンスの担保と併せ、今後の観光政策の方向性を決定づける重要な要素と考えます。公募枠や推薦枠など、透明性と説明責任を持った運営を望みます。有識者枠を採用する場合は、有識者とされる者の選定基準が不透明である場合、正当性・信頼性の低下懸念があります。	(資料3 今後の検討について) 観光地経営会議の運営に係る留意点として記載
6	ガバナンス	(第3回検討会委員会資料2のP4 イメージについて) お金の流れと、施策案の流れを分かりやすくするように色分けなど行い、それぞれの色説明等が欲しい - 基金からマスタープランと観光局へそれぞれ矢印が行っているが、(多分お金の流れだと思いますが) 見方によって様々ならえ方が考えられるので、観光地経営会議を経てマスタープランの施策へと予算が施行されるイメージにして欲しい	(パブコメ資料及び第4回資料3P4) 色分けや観光地経営会議を経てマスタープランへ予算が施行されるイメージとなるよう修正
7	ガバナンス	(第3回検討会委員会資料2のP3の宿泊料金による税率変動の課題) 図にある説明だけだと、分かりにくいと思われます。意見公募の際にはわかりやすく別途補足説明していただきたいです。	(パブコメ資料及び第4回資料3 P3) わかりやすさの観点から資料修正
8	事業者への配慮	(システム改修費整備補助金等の支援) 事業者負担の軽減策(システム改修費整備補助金など)を検討いただきたいと考えます。また公平性の観点から、既にシステム改修等に着手済みの施設も対象とした、柔軟な運用が望ましいと考えます。	(資料2 答申案) 「2.留意事項」の「(4)導入およびその後の展開について」にて、事業者負担の軽減策を記載 ※既存の記載内容にて対応
9	事業者への配慮	(リピーター離れ対策) 長年のリピーター客はインバウンド客と比較して宿泊単価が高くない傾向にあり、特に民宿はこれらの顧客に支えられてきた経過があることを踏まえると、定率独自課税など宿泊者負担が大きくなる場合には、リピーター離れを招くリスクがあると考える。	産業側の競争力強化に向けた事業の実施等、宿泊事業者の経営環境を下支えすることを目指す。
10	事業者への配慮	(特別徴収について) 将来、景気後退期になり、宿泊料金の値下げ合戦になった場合、お客様から徴収できるのか疑問が残る。徴収義務者である宿が負担してしまう恐れはないのか？	- 産業側の競争力強化に向けた事業の実施等、宿泊事業者の経営環境を下支えすることを目指す。 - 定期的に制度の見直しの機会を設ける ※既存の記載内容にて対応

【参考】その他の意見一覧

No.	項目	内容	対応
11	使途の方向性	(ソフト投資とその周知) • 税収からの使用目的で、ハード面への投資は当然の事ですが、組織を永続的に機能させるためのソフトに対する投資は不可欠かと思います。地元の子供たちを育成していく事、地域特性に合った人材を育成していく事、海外研修を含め広く観光産業への見識を高めるための投資は今後更に必要だと思います。税を納めて頂くお客様へ、その目的をしっかりと説明しなければならないと思います。	• 最終的にマスタープラン内にて施策として記載することを想定
12	特別徴収義務者報償金	(特別徴収義務者報償金の税率) • 通常のクレジットカード手数料は3%を超えているため、最初から3.0～5.0%とした方が良い。 • 徴収者は説明・請求・預かり・金額や人数の管理・納付等、多くの負担があります。3.0%では、クレジットカードで支払われた時のコストすらカバーできない金額であることを考慮するべきで、特別徴収義務者にとっても持続可能な制度であることが望まれます。	• 国との協議のなかで、導入スケジュールへの影響鑑みながら決定
13	特別徴収義務者報償金	(特別徴収義務者報償金の税率) • 今回の観光税（宿泊税）施行の目的がぶれない為にも、低い税率から「とりあえず」と言う発想ではなく、結果を重視するべきだと思います。なので、最低3%以上の設定かと思っています	• 国との協議のなかで、導入スケジュールへの影響鑑みながら決定
14	県への確認	(長野県の交付金との関係) • 独自課税を選択することで、県交付金の内、「県が定める重点施策に活用可能な重点交付金」への影響がないかを確認いただきたい。	• 県への確認を実施予定
15	県への確認	(長野県の租税調整) • 長野県へ「租税調整が正式にあるか？特徴義務者への報奨金、システム改修補助金について両方が村単独事業となるのか？」明確に聞くべき	• 県へ確認中
16	県への確認	(長野県における独自課税市町村への対応) • 長野県の「特別徴収義務者報奨金」について独自課税を行う市町村には、県は県税の特別徴収義務者報奨金を払わないと聞いている。長野県の宿泊税を徴収する特別徴収義務者に、県からの報奨金が支払われる者と支払われない者がいる？そしてその肩代わりとして、独自課税する市町村に負担を負わせる。どんな道理でそれが成り立つのか？ • ①独自課税を行う市町村ある宿泊施設にはシステム改修にかかる補助金を出さない。/ ②特別徴収義務者報奨金を払わない。/ ③県のシステムに従わせる「租税徴収の考え方」等、県の自治体の課税自主権を侵害する考え方に傲慢さを感じる。県にその意図を問うて正すべき。	• 今後、県との協議の中で確認予定